

EUにおける市場分析の現状について

平成21年12月3日
総務省 総合通信基盤局

EUにおける「2002電子通信規制パッケージ」に基づく市場分析

- 枠組み指令15条及び16条の規定に基づき、加盟各国の規制当局(NRA)が市場分析を実施
- SMPガイドラインにおいて分析手法を定め、関連市場勧告において対象とする関連市場を定義

枠組み指令

- 電子通信ネットワーク及びサービス等に関する欧州域内で調和の取れた規制枠組み確立のための基本原則(市場分析の実施等)について規定
- 事前規制の対象となる「重大な市場支配力(SMP)」を有する事業者の存在を検証することとし、市場分析の実施を加盟国に義務づけており、SMPが存在しない場合は規制の廃止、存在する場合は事前規制の維持・導入を義務づけ
- 各国規制当局は、SMPガイドラインに基づき、勧告(関連市場勧告)又はその更新の採択後できる限り早く、関連する市場を分析

SMPガイドライン

- 枠組み指令15条(2)の規定に基づき欧州委員会が策定
- 市場分析の方法及びSMPの判定基準等について規定
- EU競争法の考え方を採用

関連市場勧告

- 枠組み指令15条(1)の規定に基づき欧州委員会が策定
- 市場分析の対象とする市場を規定
(当初:18市場 → 2007年:7市場)

(参考)

枠組み指令 : on a common regulatory framework for electronic communications networks and services(Framework Directive) (2002年4月24日)
 SMPガイドライン : Commission guidelines on market analysis and the assessment of significant market power under the Community regulatory framework for electronic communications networks and services (2002年7月11日)
 関連市場勧告 : on relevant product and service markets within the electronic communications sector susceptible to ex ante regulation in accordance with Directive 2002/21/EC of the European Parliament and of the Council on a common regulatory framework for electronic communication networks and services (2003年5月8日)

2007年12月 「関連市場勧告」について見直し

- ・ 市場分析を行い、SMP事業者により事前規制を課す市場を18から7に削減。
- ・ 卸売市場の競争が十分である場合に小売市場の規制は不要であるとの判断から、小売レベルの市場を大幅に削減。

【 旧勧告 】

【 新勧告 】

サービス種別	分析対象市場		分析対象市場	
	小売レベル	卸売レベル	小売レベル	卸売レベル
固定電話 (住宅用)	市場1：固定公衆電話網へのアクセス 市場3：固定市内及び（又は）全国電話サービス 市場4：国際電話サービス	市場8：固定公衆電話網上の呼発信 市場9：個々の固定公衆電話網上の呼着信	市場1：固定公衆電話網へのアクセス	市場2：固定公衆電話網上の呼発信 市場3：個々の固定公衆電話網上の呼着信 市場4：固定通信用インフラへの卸売アクセス
固定電話 (非住宅用)	市場2：固定公衆電話網へのアクセス 市場5：固定市内及び（又は）全国電話サービス 市場6：国際電話サービス	市場10：固定公衆電話網における中継サービス 市場11：ブロードバンド及び音声サービス用メタリックループ及びサブループへの卸売アンバンドルアクセス		
ブロードバンド	—	市場12：卸売ブロードバンドアクセス	—	市場5：卸売ブロードバンドアクセス
専用線	市場7：最小限の専用線一式	市場13：専用線の終端 市場14：専用線の幹線部分	—	市場6：専用線の終端
移動体通信	—	市場15：移動体公衆電話網上のアクセス及び呼発信 市場16：個々の移動体電話網上の呼着信 市場17：移動体公衆電話網上の国際ローミングの卸売の全国市場	—	市場7：個々の移動体電話網上の呼着信
放送用伝送	—	市場18：放送コンテンツをエンドユーザーに提供するための放送の伝送サービス	—	—

EUにおけるSMP(Significant Market Power)規制の概要について

加盟国規制当局

欧州委員会の関連市場の定義

最大限考慮

関連市場の定義

欧州委員会のSMP事業者の判断基準

市場シェアと市場シェア以外の要素を考慮した上で、総合的に判断

最大限考慮

卸売市場

固定電話	<ul style="list-style-type: none"> ■ 固定公衆電話網上の呼発信 ■ 個々の固定公衆電話網上の呼着信
------	---

ブロードバンド	<ul style="list-style-type: none"> ■ 固定通信用インフラへの卸売アクセス ■ 卸売ブロードバンドアクセス
---------	--

専用線	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専用線の終端
-----	--

移動体通信	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個々の移動体電話網上の呼着信
-------	--

小売市場

固定電話	<ul style="list-style-type: none"> ■ 固定公衆電話網へのアクセス
------	---

関連市場の分析

有効競争なし

有効競争あり

SMP事業者の指定

規制なし

SMP事業者に対する規制

アクセス指令
(卸売市場に関連する責務)

- アクセス提供、相互接続義務
- 透明性の義務
- 無差別の義務
- 会計分離
- 料金規制

ユニバーサルサービス指令
(小売市場に関連する責務)

- 小売りサービスに関する規制
- 事業者の選択及び事前選択

市場シェア

- 50%超: 支配的地位が推定
- 40%超: 通常、支配的地位が発生し得る
- 25%程度: 支配的地位を享受しているとは言えない

市場シェア以外の要素

単独支配に関するもの

- 事業者の総合的な規模
- 重複困難なインフラの管理
- 技術的な優位性又は優越性
- 対抗する購買力の欠如又は不足
- 資本市場・金融資源の容易又は特権的な利用
- 財・サービスの多様性
- 規模の経済
- 範囲の経済
- 垂直統合
- 高度に発達した流通・販売網
- 潜在的競争の欠如
- 拡張に対する障壁

協調支配に関するもの

- 成熟した市場
- 需要サイドの停滞した、あるいは、弱い成長
- 弱い需要弾力性
- 同質的な生産物
- 類似の費用構造
- 類似の市場シェア
- 技術的イノベーション、成熟した技術の欠如
- 供給余力の欠如
- 高い参入障壁
- 対抗する購買力の欠如
- 潜在的競争の欠如
- 関係企業間における様々な非公式あるいはその他の結びつき
- 報復的メカニズム
- 価格競争の欠如あるいはその範囲の狭さ

「電子通信規制枠組み」の見直し

2007年11月、欧州委員会は、02年に制定された「電子通信規制枠組み」（テレコム・パッケージ）見直し案を公表。09年11月24日、実質的な手続きを完了。

※加盟国には、18ヶ月以内の国内法制化を義務づけ

改正の概要（市場分析関連部分抜粋）

欧州電子通信規制機関に関する規則

- 既存の助言機関であるERG（欧州規制当局グループ）を改組してBEREC（Body of European Regulators for Electronic Communications：欧州電子通信規制機関）を設置
- 各加盟国の規制当局が行う市場分析・評価や特定の規制措置案について意見の提出

枠組み指令

- 各国規制当局による関連する市場の分析のタイミングについて規定
 - (a) 当該市場に関する直前の措置の採択から3年以内（ただし、例外的に、欧州委員会と協議のうえ、さらに3年延長可能）
 - (b) 欧州委員会に対して過去通知されていない市場に関して、関連市場勧告の更新の採択から2年以内
 - (c) 新規加盟国に関して、加盟から2年以内

ユニバーサル・サービス指令

- これまでSMP事業者に課されていた「事業者事前選択制提供義務」を廃止

※その他、「アクセス指令」、「認可指令」、「個人情報保護指令」を一部改正

《EU》 市場分析の状況

○ 2009年10月20日、EU加盟国の市場分析の状況を公表。

	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	キプロス	チェコ	デンマーク	エストニア	スペイン	フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシア	ハンガリー	アイルランド	イタリア	リトアニア	ルクセンブルク	ラトビア	マルタ	オランダ	ポーランド	ポルトガル	ルーマニア	スウェーデン	スロベニア	スロバキア	イギリス	
新 勧 告	市場1：固定公衆電話網へのアクセス	3	1	1	1	1	1	2	1	2	2	1	2	1	2	1	1	1	1	2	1	1		1	2	2	2	
	市場2：固定公衆電話網上の呼発信	3	1	1	1	2	1	1	2	2	2	2	1	2	2	1	1	1	2	1	2	1	1		1	2	2	2
	市場3：個々の固定公衆電話網上の呼着信	3	1	1	1	2	1	1	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1	2	1	3	2	1	1	1	2	1	2
	市場4：固定通信用インフラへの卸売アクセス	3	1		2	1/w	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	1	2		1	3	1/w	1
	市場5：卸売ブロードバンドアクセス	2	1		2	2	2	2	2	3	2	1	2	2	1	2	1	1	1	1	2	1	2		1	3	1	2
	市場6：専用線の終端	2	1		1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	2	1	1		1	2	1	2
	市場7：個々の移動体通信網上の呼着信	3	1	1	2	2	1	2	2	1	2	2	2	3	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	3	2	2
旧 勧 告	旧市場3：固定市内及び（又は）全国電話サービス（住宅）	3	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	2	2	1	2	1	1	2	2	1	1		1	1	1	2
	旧市場4：国際電話サービス（住宅）	2	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	2	2	1	1		1	1	1	2
	旧市場5：固定市内及び（又は）全国電話サービス（非住宅）	3	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	2	2	1	2	1	1	2	2	1	1		1	1	1	2
	旧市場6：国際電話サービス（非住宅）	3	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	2	2	1	1		1	1	1	2
	旧市場7：最小限の専用線一式	2	1		1	2	1	1	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	2	1	1		1	2	1	2
	旧市場10：固定公衆電話網における中継サービス	1	1		1	1	1	1	2	2	1	2	1	2	2	1	1	1	1	1	2	1	1		1	2	2	2
	旧市場14：専用線の幹線部分	2	1		1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	2	1	1		1	1	1	2
	旧市場15：移動体公衆電話網上のアクセス及び呼発信	1	1		2	1	1	1	1	v	w	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1		1	2	1	1
	旧市場18：放送コンテンツをエンドユーザーに提供するための放送の伝送サービス	2	w		1	2	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1		1	1	2	1	1	1	1	2	1	1

- 有効競争市場：事前規制は実施せず。
 - 部分的な有効競争市場：部分的な事前規制の実施。
 - 有効競争が行われていない市場：事前規制の実施。
 - w →一旦市場分析レポートが提出されたが、加盟国自身が撤回したもの。
 - v →加盟国から提出された市場分析レポートが欧州委員会により拒否されたもの。
- 1 →第1ラウンドの市場分析
 - 2 →第2ラウンドの市場分析
 - 3 →第3ラウンドの市場分析

※09/10/20時点。

英・仏・独における最近の主な動向

国名 (規制官庁)	「02年枠組み指令」 に基づく市場分析の 国内法制化時期	国内法	「07年関連市場見直し勧告」に基づく分析の状況 (09年10月現在)
イギリス (Ofcom: 通信庁)	03年3月	2003年 通信法	0市場1～7の分析終了 ・部分的に有効競争が行われていない: 市場1・5・6 ・有効な競争が行われていない: 市場: 2～4、7
フランス (ARCEP: 電子通信・郵便規制機関)	04年7月	2004年 郵便・電子通信法典	0市場1～7の分析終了 ・有効な競争が行われていない: 市場1～7
ドイツ (BNetzA: 連邦ネットワーク庁)	04年6月	2004年 電気通信法	0市場1～7の分析終了 ・有効な競争が行われていない: 市場1～7

※ 市場1: 固定公衆電話網へのアクセス 市場2: 固定公衆電話網上の呼発信 市場3: 個々の固定公衆電話網上の呼着信 市場4: 固定通信用インフラへの卸売アクセス
市場5: 卸売ブロードバンドアクセス 市場6: 専用線の終端 市場7: 個々の移動体電話網上の呼着信

イギリス

- ・2009年3月、市場1（固定公衆電話網上のアクセス（住宅用及び非住宅用））に関する市場分析を実施。
- ・Hull市（ロンドン北東の地方都市）については、K COMがSMPを有する事業者として指定され、事前規制適用。
- ・BTについては、固定公衆網へのアクセス市場についてSMP指定解除。

フランス

- ・2007年10月、市場7（個々の移動体電話網上の呼着信）に関する市場分析を実施。
- ・オレンジ等3社がSMPを有する事業者として指定され、事前規制が適用。

ドイツ

- ・2008年8月、市場5（卸売ブロードバンドアクセス）に及び市場7（個々の移動電話網上の呼着信）に関する市場分析を実施。
- ・市場5については、ドイツテレコムがSMPを有する事業者として指定。市場7については、T-mobile等4社がSMPを有する事業者として指定。